

児童名 _____

はぐみっく保育園 企業提携同意書

一般社団法人双育会（以下「甲」という。）と（法人名） _____（以下「乙」という。）は、乙が甲の事業所内保育所として利用することについて、次のとおり提携関係を締結する。

第1条（提携の目的）

甲は甲の有するはぐみっく保育園を、乙に所属する上記児童のための事業所内保育所として利用できる権利を付与することを目的とする。

第2条（提携期間）

- 1 この提携期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から1年間とする。
- 2 提携満了の際、乙または甲からの申し出が無い限り本提携は自動的に1年間更新される。

第3条（保育の場所）

保育の提供場所は、以下とする。
はぐみっく保育園五反田園 東京都品川区西五反田7-10-4ラテラビル1階及び2階
はぐみっく保育園八丁堀園 東京都中央区入船1-1-24 ドルフィンKOTO 2階

第4条（保育サービスの内容）

保育内容は甲が定めるものに乙が従うものとする。

第5条（秘密保持）

甲及び乙は提携関係で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は、提携終了後も同様とする。

第6条（個人情報保護）

保育園運営の目的のために甲が乳幼児及び乙の個人情報を提供する場合がある場合は、必要の都度、文書で乙の同意を得るものとし、甲は乙から受け取った個人情報を適正に管理するものとする。

第7条（料金の支払）

当提携関係において甲は乙に対し対価を請求しないものとする。

第8条（賠償責任）

甲は保育サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、甲の責任において賠償するものとし、乙に賠償の責任を求めないものとする。

第9条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

第10条（本提携に定めのない事項）

- 1 乙及び甲は、信義誠実をもってこの提携を履行するものとする。
- 2 この提携に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議の上決定するものとする。

第11条（裁判管轄）

この提携に関して止むを得ず訴訟する場合は、甲の有するはぐみっく保育園五反田園または八丁堀園の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下 総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - ④ 契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
ウ 前項④の確約に反する行為をした場合
 3. 甲又は乙は、前項により本契約を解除した場合には、違反した相手方に対して、被った損害の賠償を請求することができる。
 4. 第2項の規定により本契約が解除された場合には、違反した者は、解除により生じる損害の賠償について、解除した相手方に対し一切の請求をすることが出来ない。

上記の提携を証するため、本書2通を作成し、乙、甲は記名押印の上、その1通を保有するものとし、

年 月 日

(甲) 法 人 所 在 地: 東京都中央区入船1-1-24

法 人 名: 一般社団法人 双育会 社印

法 人 代 表 者 氏 名 *: 代表理事 丸山武禧

事 業 所 名: はぐみっく保育園

(乙) 法 人 所 在 地: _____

法 人 名: _____ 社印

法 人 代 表 者 氏 名 *: _____